

経営健全化計画書

鹿児島県屋久島町
簡易水道事業特別会計

本町は、平成 19 年 10 月の合併により丸い島の海岸線に沿って南北約 90km の長い地域に 24 の集落が点在し、地形的な要因から 21 ヶ所の小規模な簡易水道施設を有している。すべての施設で河川表流水を水源としていることから、大雨の度に取水及び浄水施設の維持管理に多額の経費を要している。また、過去の資本投資による公債費負担及び施設老朽化による維持管理費に多額の負担を強いられている。

平成 20 年度末で資金不足額 136,580 千円、資金不足比率は 51.44%となっている。

このようなことから、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、個別外部監査の結果を踏まえ「経営健全化計画」を定め、早急に経営の健全化に取り組むこととする。

第 1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

(1) 旧上屋久町における多額の資金不足の累積

平成 16 年度以前の事業投資を含め、平成 17 年度以降、継続して施設設備への投資が行われ、その財源の大半を起債で賄ったことにより生じた資金不足に対し、一般会計からの十分な繰出がなされなかったことが原因となっている。

(2) 「安心・安全・安定供給」に対するコスト削減意識の欠如

水道供給施設整備における緊急・突発的修繕に対処するため、必要な資材を保有しているが、資材調達のあり方及び、在庫管理の認識が甘く、職員のコスト意識が希薄であった。

屋久島町全体の水道供給施設等の管理運営を遂行するにあたり、6名の職員体制では限界があり、一部の業務を外部に委託せざるを得ない状況である。水道使用量の検針、収納業務、水源地並びに浄水場施設の管理、緊急修繕等対応業務など多岐にわたり、その委託料総額は、平成20年度決算において使用料収入の約15%に達している。簡易水道事業を運営する上で、業務委託は必要不可欠なものであるが、その必要性や委託料についての精査が疎かになり、過大な支出が生じた。

また、未収金に係る収納について、十分な対応が講じられていなかったことも資金不足の要因となった。

(3) 資本投資による地方債借入額の増

島の中心部が急峻な山岳地帯であり、簡易水道を町内の集落に整備するためには、集落ごとに水道施設を整備する必要があり、整備費の財源として、国庫補助金と地方債を活用しており、地方債残高が増大した。

施設整備の経過及び今後の計画

(単位:千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
国庫補助金	104,000	101,500	106,100	55,000	50,000	50,000	50,000	50,000
起債額	105,700	123,720	109,800	70,000	52,000	52,000	52,000	52,000
県負担金			50,000	21,595				
建設改良費	209,700	225,220	265,900	146,595	102,000	102,000	102,000	102,000

(4) 施設老朽化による補修費、維持管理費の増

各集落への施設整備を中心に進めたため、施設の細やかな補修ができず、老朽化が進み、多額の補修費が必要となった。

また、法改正に伴った施設整備や施設管理を行う際に、施設数が多いことから、その維持管理費が多額に及んでいる。

(5) 使用者負担に基づく料金改定

地域の特殊性に基づき施設整備を行ってきたが、使用者の所得を勘案したとき過大な負担が懸念されたことから、適正な料金改定を行うことができなかった。

第2 計画期間

平成21年度から平成22年度まで2年間

第3 経営健全化の基本方針

(1) 組織、定員及び給与に関する事項

平成19年10月の合併により水道課として立ち上がる。当時は総合支所方式のため、宮之浦支所4名、尾之間支所3名計7名であったが、平成21年4月の組織機構改革により宮之浦支所に統合され、平成21年10月より6名体制となる。今後も6名で業務の遂行にあたる。

(2) 投資に関する事項

過去の施設新設、その後の増設及び改良等の施設整備に充てた起債残高が平成20年度末2,588,803千円である。

また平成20年度には、154,900千円の借換を実施した。

本町の水道普及率は99%を超え、給水人口は減少傾向にあるが、料金収入は横這いである。

施設の整備については目処がついたことから、今後は、耐用年数の経過する施設の維持管理、施設の適正規模の見直し等を実施していくことになる。よって、財政状況を考慮しながら国庫補助事業を導入し、必要最小限の施設改良、統合整備等を計画的に進めていく。

(3) 料金収入に関する事項

本町は、平成19年10月の合併を機に現行料金に統一し現在に至っている。

過去においては、適切な時期に適正な料金改定が実施できなかったことが資金不足の要因の一つにもなっている。

給水人口は減少傾向にあるが、料金収入は横這いであることから、今後は、計画的に熊毛郡内の1市2町の動向もみながら、適正な料金改定を検討していく必要がある。

熊毛郡内の料金比較(13mmメーター使用時)

(単位:円)

	基本料金	10t	20t	30t	40t	50t	備 考
屋久島町	600	1,470	2,467	3,675	4,987	6,352	H21年4月現在
西之表市	750	1,995	4,147	5,827	8,767	10,762	H21年4月現在
中種子町	600	1,732	3,071	4,567	6,142	7,717	H21年4月現在
南種子町	600	1,617	2,667	3,822	5,082	6,447	H21年4月現在

過去の料金改定の状況

(単位:円)

	基本料金	10t使用時	備 考
昭和50年 4月	200	500	
昭和55年 4月	300	700	
昭和63年 4月	400	1,000	
平成 元年 4月	400	1,030	消費税3%導入
平成 7年 4月	500	1,100	
平成 9年 4月	500	1,155	消費税5%導入
平成15年 7月	600	1,365	
平成18年12月	600	1,470	
平成19年10月	600	1,470	合併により両町統一

(4) 一般会計からの繰出金に関する事項

赤字解消を早急に図るために、一般会計からの繰出を確実に行う。

(5) 経営基盤の強化に関する事項

平成20年度決算時の累積赤字172,710千円の解消が最大の急務である。そのためには、今後の単年度収支が黒字であることが第一条件であり、最大目標となる。目標実現のために、料金収入の増、滞納額の縮減、一般会計からの繰出金の確保等に努める。

業務内容の精査に努め、現在の管理人・収納員体制の見直しを検討し、歳出費用の削減を適正かつ計画的に進めていくことで単年度黒字を堅持し、累積赤字の解消を図る。また、計画的に料金改定を検討していく。

第4 資金不足比率を経営健全化基準未達とするための方策

(1) 一般会計からの繰出金の増額

簡易水道事業の資金不足に対応するため、一般会計からの繰出金を資金不足解消まで年165,000千円行うこととしている。これにより、早期の資金不足解消を

図る。

(2) 使用者負担に基づく料金改定の検討

本町では、水道料金の改定を昭和 50 年、55 年、63 年、平成 7 年、15 年、18 年、19 年と実施してきたが、現在の施設更新に係る経費を勘案したとき、使用者負担に基づき料金改定の検討を進める。

(3) 水道課職員の削減

平成 20 年度から平成 22 年度にかけて、7 名の水道課職員を 6 名に削減し、経費削減を図る。

(4) 施設修繕の直営化

従来、外部業者に発注してきた漏水修繕工事等について、水道工事有資格者を臨時に雇用し、職員と施設修繕を行うことで経費削減を図る。

(5) 資材管理の徹底

資材調達方法を入札により単価契約する。使用資材の棚卸し、資材の持ち出し、使用資材の利用者による応分負担を明確にすることで経費削減を図る。

(6) 必要機材の内部利用

修繕工事の際にリースしていた建設機器（重機・機械器具等）を有資格者の雇用により、町が保有する建設機器を有効活用することで、経費削減を図る。

第5 各年度ごとの第4の方策に係る収入及び支出に関する計画

(単位:千円)

		H20	H21	H22
収益的収支	収入	344,195	321,040	321,042
	料金収入	253,025	253,000	253,000
	繰入金	78,672	65,000	65,000
	支出	262,377	255,919	251,178
	支払利息	80,461	68,561	66,461
	減価償却費			
	職員給与費	63,313	67,937	55,720
資本的収支	収入	460,950	365,900	246,595
	地方債	283,800	109,800	70,000
	繰入金	75,650	100,000	100,000
	支出	530,401	401,671	282,598
	建設改良費	225,220	265,900	146,595
	元金償還金	305,181	135,771	136,003
(再掲)繰入金計		154,322	165,000	165,000
収支再差引		12,367	29,350	33,861
実質赤字		172,710	143,364	109,507
控除前資金不足額		172,710	143,364	109,507
解消可能資金不足額		36,130	56,202	74,723
資金不足額		136,580	87,162	34,784
営業収益－受託工事収益		265,516	256,035	256,038
資金不足比率		51.4%	34.0%	13.6%
地方債残高		2,588,803	2,562,832	2,496,829

第6 各年度ごとの資金不足比率の見通し

年度 資金不足比率	計画初年度の前年度	計画初年度 (H21年度)	H22年度 (第2年度)
資金不足比率	51.4%	34.0%	13.6%

第7 その他経営の健全化に必要な事項

(1) 施設整備に係る長期計画の策定

施設整備や大規模な改修など、多額の一般財源を伴う事業を年次的に取り組むため、資金不足額などの財政負担を考慮して長期整備計画の策定を行う。

(2) 計画の点検と見直し

年次ごとに健全化計画の進捗状況を点検し、業務内容や給水体制など事業全般にわたり必要な見直しを行い、経営健全化の着実な推進を図ることとする。